

## 新型コロナウイルス感染症による「入院の特別な取扱い」の終了について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま並びにご家族・関係者のみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

このたび「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」といいます。）が改正され、令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が現在の「2類感染症相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」へ変更されるとの方針\*が政府から示されました。

このような状況をふまえ、当社では、JA安心倶楽部の充実プランにおいて現在実施しております入院の特別な取扱い（以下「みなし入院」）について、令和5年5月8日以降は終了することといたしましたので、お知らせいたします。

JA安心倶楽部の充実プランにご加入のみなさまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※ 今後特段の事情により、令和5年5月8日までに政府が上記の方針を見直し、本内容に変更が生じた場合には、改めてお知らせいたします。

## &lt;「みなし入院」の取扱いの終了&gt;

令和4年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅や宿泊施設等において療養を行った方については、重症化リスク者\*に限り、入院保険金等のお支払対象としていましたが、この取扱いを終了します。

○：支払対象 ×：支払対象外

		新型コロナウイルス感染症の診断日		
		～令和4年9月25日	令和4年9月26日～ 令和5年5月7日	令和5年5月8日～
入院による治療		○	○	○
自宅療養・ 宿泊療養	重症化リスク者*	○	○	×
	上記以外の方	○	×	×

(※) 「重症化リスク者」とは、下記①～④のいずれかに該当する方をいいます。

①65歳以上の方

②入院を要する方

③重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方

④妊娠中の方

<今回の見直しの背景等>

「みなし入院」の特別な取扱いは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とそれに伴う医療機関の入院病床のひっ迫により、自宅療養・宿泊療養が行われることとなったことを受けて、お客様保護の観点から約款の柔軟な解釈を行い、時限的な措置として実施してきたものです。

今般、政府より、感染症法を改正し、新型コロナウイルス感染症を5類感染症へ変更する方針であることが示されました。5類感染症への変更が実施された場合、感染症法上の入院勧告・措置等はありません。

また、医療提供体制の見直しを実施し、最終的には全病院で新型コロナウイルス感染症の入院患者の受入れが可能となることを目指す方針であることも示されています。

こうした状況を踏まえ、JA安心倶楽部の充実プランにおける「みなし入院」の特別な取扱いを令和5年5月8日以降は、終了することといたしました。繰り返しになりますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上